

# 社会福祉施設等における 安全の確保について ～熱中症予防対策～

令和8年6月17日

鳥取県西部総合事務所県民福祉局副局長兼福祉課長  
福光 康文

# 研修にあたって

- 各施設におかれては、日頃からの安全管理の対応に感謝します。
- 入所者、利用者等の安全確保は当たり前と言われるが、それを確保するのは非常に大変です。
- 本日は、食中毒対策、感染症対策の研修を行います。
- 施設、事業所内での伝達研修についてもよろしくお願ひします。

# 衛生面の安全対策

- 食事、おやつは、利用者にとって楽しみのひとつであり、美味しい、安全というニーズは非常に高いです。
- 食中毒については、社会福祉施設のみならず、飲食店等で発生した事象を踏まえ、各種通知が派出されるとともに、このような研修を開催しています。
- 感染症対策については、従前は、季節性インフルエンザやノロウイルス等が中心でしたが、新型コロナウイルス感染症のまん延により、その対策の重要性は、広く住民の皆さんにも定着しました。
- 新型コロナウイルス感染症は2類相当から5類に分類が変わりましたが、引き続き対策が必要であることには変わりありません。

< 参考 >

熱中症予防対策について

# 社会福祉施設等における熱中症対策について①

- 令和6年4月から国の指定基準により、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置、研修及び訓練の実施が義務化。
- 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等では、国の指定基準にはない鳥取県独自要素として、感染症と食中毒だけでなく熱中症も委員会の設置、研修及び訓練の実施を求めている。

# 社会福祉施設等における熱中症対策について③

## ○令和7年度指定障害福祉サービス事業者等の集団指導〈資料抜粋〉

### 〈指摘事項〉 4 衛生管理等

【全サービス共通】 ※自立生活援助、就労定着支援、地域相談支援、計画相談支援を除く

#### ● 熱中症についての委員会、研修及び訓練が実施されていない。

→感染症、食中毒に加え、熱中症についての委員会、研修、訓練を年1回は実施し、記録すること。

衛生管理等の各委員会・研修・訓練の規程回数については別紙参照

※参考

・鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則 各サービス別表

(生活介護 別表第3(第5条関係)) サービスの提供 35

感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

# 社会福祉施設等における熱中症対策について④

## ○令和7年度指定障害福祉サービス事業者等の集団指導〈資料抜粋〉

(別紙)感染症・食中毒及び熱中症の予防及びまん延防止のための委員会、研修、訓練のサービス別規定回数

	感染症			食中毒			熱中症		
	委員会	研修	訓練	委員会	研修	訓練	委員会	研修	訓練
居宅介護等	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		
療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練(機能/生活)・就労移行・就労継続A/B・就労選択支援・障がい児通所支援・保育所等訪問支援・障がい児入所施設	1回/3月	2回/年	2回/年	1回/3月	2回/年	なし	1回/年	1回/年	1回/年
就労定着・自立生活援助	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		
共同生活援助・施設入所支援	1回/3月	2回/年	2回/年	1回/3月	2回/年	なし	1回/年	1回/年	1回/年
地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		

# 社会福祉施設等における熱中症対策について②

## ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則

29 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

※上記については、以下の条例施行規則にも同様の規定あり

○鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則

○鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則

○鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則 など

# 県内における熱中症の発生状況について①

R8.4.23 令和8年度第1回鳥取県熱中症対策連絡会議資料から引用

## 令和7年度本県の搬送状況の概要① (R7.4.1~9.30)

- 救急搬送者数は、616人(714人)でR6より98人減、重症事例は21人(22人)、死亡事例は0人(1人)だった。  
※真夏日以上が95日(90日)で5日増、うち、猛暑日が39日(30日)で9日増。
- 例年気温が高くなり始める4月下旬から高齢者の救急搬送が報告されるが、R7春は日内(朝と昼)、日単位のいずれも寒暖差が大きく、暑熱順化が困難な状況であったため、4月下旬に成人の重症事例が続けて報告された。
- 7月中旬までは、R6を上回るペースの救急搬送があったが、例年だと搬送者数がピークとなる7月から8月の件数が減少したことで、全体数は減少した。

※ ( ) は前年度数値。搬送人数は、4月1日~9月30日までの数値  
※ 全国数値は消防庁 熱中症情報 救急搬送状況報告数値。

# 県内における熱中症の発生状況について②

R8.4.23 令和8年度第1回鳥取県熱中症対策連絡会議資料から引用

## 令和7年度本県の搬送状況の概要②(R7.4.1～9.30)

- 高齢者の搬送者数は390人(450人)でR6より減少したが、割合は63.3%(63.3%)であり昨年と同様。
- 自宅での発症割合が41.1%(35.6%)で前年より増加した。  
⇒同居家族以外(近隣住民や民生委員、地域見守り隊等)の周囲の方による発見により救急搬送に至り救命できた事例が複数あった。
- 成人の救急搬送者数は155人(189人)で、事業所の熱中症対策の義務化(改正労働安全衛生規則(R7.6.1施行))等によりR6より減少し、割合も25.2%(26.5%)でやや減少した。
- 少年の救急搬送者数は69人(69人)でR6と増減はなかったが、救急搬送者数全体が減少したため、割合は11.2%(9.6%)で増加した。

※乳幼児は0～6歳、少年は7～17歳、成人は18歳～64歳、高齢者は65歳以上  
※( )は前年度数値。搬送人数は、4月1日～9月30日までの数値  
※全国数値は消防庁 熱中症情報 救急搬送状況  
※令和6年は年齢不明者が2名あり。

# 県内における熱中症の発生状況について③

R8.4.23 令和8年度第1回鳥取県熱中症対策連絡会議資料から引用

## 年齢区分・発生場所別の救急搬送(R7.4.1~9.30)

【年齢区分別内訳】 ( )はR6年(以下同じ)

\* R6: 年齢不明2人あり

区分	計	内訳(傷病程度)			
		死亡	重症	中等症	軽症
乳幼児( ~6歳)	2 ( 4)	-( -)	-( -)	1( -)	1( 4)
少年( 7~17歳)	69 ( 69)	-( -)	-( 1)	22( 28)	47( 40)
成人(18~64歳)	155 (189)	-( -)	5( 2)	50( 78)	100( 109)
高齢者(65歳~ )	390 (450)	-( 1)	16(17)	199( 217)	175( 215)
計	616 (714*)	-( 1)	21(22*)	272( 323)	323(368)

【発生場所別内訳】

区分	住居	教育機関	仕事場 (屋内)	仕事場 (屋外)	公衆 (屋内)	公衆 (屋外)	道路	車内	駐車場	その他	計
乳幼児	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2
少年	3	25	-	1	15	19	4	-	1	1	69
成人	50	5	12	34	12	28	7	3	1	3	155
高齢者	200	-	15	26	11	52	51	3	4	28	390
計	253	31	27	61	38	99	62	7	6	32	616

# 熱中症の予防に向けて

R8.4.23 令和8年度第1回鳥取県熱中症対策連絡会議資料から引用

令和8年度  
取組目標(案)

**猛暑を前提として命と暮らしを守るための  
熱中症対策を強化し、関係機関が連携する  
ことで熱中症による健康被害を防ぐ！**

## ＜目標達成に向けた取組＞

### (1) 高齢者、高齢者世帯への積極的な声かけ

- 地域包括支援センターや、民生児童委員、中山間集落・安全見守り隊、高齢者施設事業者等の協力による、独居高齢者や高齢者のみ世帯への注意喚起(戸別訪問、啓発物の配付)の強化  
※高齢者の特性(スライド4参照)に応じた注意喚起
- 地域・集落単位で注意喚起できる体制の構築※コミュニティ・クールシェア・プロジェクト

### (2) 屋外作業・農作業中等の暑熱環境における熱中症予防

- 透過性、通気性の良い服装で、暑さを避けた作業、休憩時間の確保、連続作業時間の短縮、水分・塩分補給など
- 就労・作業される方への注意喚起(鳥取労働局等関係団体) ※規則改正に基づく熱中症対策の継続
  - 農作業従事者への注意喚起(農協) ※暑さ指数等に基づく注意喚起

### (3) 部活中、スポーツイベント等の運動中の注意喚起・適切な開催の可否判断

- 参加関係者への注意喚起
- 暑さ指数や気温を基に、熱中症のリスクを考慮し、開催の可否について判断を行う

### (4) 乳幼児の熱中症予防

- 公立・私立保育所、認定こども園及び地域型保育事業所への注意喚起(保護者・園児向け)

### (5) 観光地(施設)等における対応

- 観光地(施設)等に対して、熱中症予防の注意喚起
- 一時休息場所や涼みどころ等の取組強化